

特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の 取扱細則について

1.用語の定義

この細則の用語は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)及び「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日国自基第221号、国自整第270号。以下「実施要領」という。)に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1)「アップデート」とは、(独)自動車技術総合機構(以下「機構」という。)が行う特定DTC照会アプリのアップデートをいう。
- (2)「アップデートエラー」とは、本来、自動で行われる特定DTC照会アプリのアップデートが、何らかの理由により適切に行われず、特定DTC照会アプリを使用できない状態となることをいう。

2.特定DTC照会アプリのアップデートエラーが発生した場合の特例措置

(1)OBD検査コールセンターへの連絡

指定自動車整備事業者は、特定DTC照会アプリのアップデートエラーが発生した場合には、機構が設置するOBD検査コールセンター(以下単に「コールセンター」という。)に連絡し、解消方法等に関するガイダンスを受けることができる。

(2)特例措置の適用

コールセンターは、指定自動車整備事業者から(1)の連絡を受けた場合には、同日中は実施要領2-1(3)の事象として特例措置を適用して差し支えない(即ち、同日中は警告灯により合否判定を行って差し支えない)ことを伝えるものとし、その結果連絡者から措置を適用する意思が確認された場合は、当該指定自動車整備事業者の名称、管轄運輸支局等、指定番号、連絡者名及び連絡先並びに連絡を受けた日時を記録した上で、機構が定める「特例番号」を伝えるものとする。

(3)特例措置を適用する場合の記録事項

指定自動車整備事業者は、機構から「特例番号」を受領した同日中は実施要領2-1(3)の事象として特例措置を適用することができる。この場合において、特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等は、実施要領4-2に定めるところによるほか、「特例番号」を記載するものとする。

(4)同日中にアップデートエラーを解消できない場合の措置

指定自動車整備事業者は、コールセンターに連絡をした同日中にアップデートエラーが解消されなかった場合には、再度、コールセンターに連絡することにより、新たな「特例番号」を受領することができる。

(5)コールセンター対応時間外の措置

コールセンターの対応時間外にアップデートエラーが発生し、解消される前にOBD検査を実施する場合には、指定自動車整備事業者は、(1)から(3)までの規定にかかわらず、特例措置を適用することができる。この場合において、当該指定自動車整備事業者は、コールセンターの業務開始後速やかに、コールセンターへ連絡し、「特例番号」を受領するものとする。また、コールセンターに連絡したことを確認できる記録(別紙様式例を参照)を作成し、指定整備記録簿に添付し2年間保存するものとする。この場合、コールセンターへの連絡記録をもって指定整備記録簿へ「特例番号」の記載は不要とする。

3.機構から国への情報提供

機構は、「特例番号」の交付状況について、毎月始めに前月分を国土交通本省へ情報提供するものとする。

コールセンターへの連絡記録

作成日：令和●年●月●日

●●自動車整備工場

アップデートエラーが発生した日時

（記載例）

■ 令和●年●月●日 ●時●分

コールセンターに連絡した日時

（記載例）

■ 令和●年●月●日 ●時●分、●●（連絡者名）

■ 令和●年●月▲日 ▲時▲分、●●（連絡者名）

受領した特例番号

（記載例）

■ UD41-240625-11

■ UD41-240626-11

・

・

・

※特例番号を複数受領した場合は、受領した全ての特例番号を記載すること。